

水道施設台帳システム導入業務プロポーザル実施要領

目次

1 趣旨	1
2 業務概要	1
3 参加資格要件	1
4 実施スケジュール（予定）	2
5 提出資料	3
6 質疑回答	4
7 提出書類等	4
8 選考方法	5
9 その他注意事項	7
10 問い合わせ先（事務局）	8

別紙 審査項目

令和4年9月

宍 粟 市

建設部上下水道課

1 趣旨

本実施要領は、「水道施設台帳システム導入業務」（以下、「本業務」という。）の受託候補者を公募型プロポーザルにより特定するにあたり、選定方法、その他必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 番号 宍水上委第040105号
- (2) 業務名 水道施設台帳システム導入業務
- (3) 業務内容 別紙「水道施設台帳システム導入業務仕様書」を参照
- (4) 履行期間 契約日の翌日から令和6年3月19日まで
- (5) 履行場所 宍粟市内において本市が指定する場所（別途、仕様書による）
- (6) 委託上限額（見積上限額）

25,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

令和4年度上限額 12,000,000 円、令和5年度上限額 13,000,000 円

※本業務の契約締結にかかる上限額であり、予定価格についてはこの範囲内で別途算定する。

- (7) 契約方法 複数年度契約
- (8) 発注者 宍粟市長
- (9) その他 本業務に係る詳細事項については、別途仕様書に定めるものとする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。（基準日は公募開始日とする。）

(1) 資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 公募開始日から委託契約締結の日までの期間に、宍粟市指名停止基準に基づく競争入札参加停止期間が含まれていないこと。また、国及び都道府県の指名停止基準に基づく指名停止についても受けていないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生申立開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）

エ 穴粟市入札参加資格者名簿に登載されている者で、物品(一般)・役務「ソフトウェア・システム設計、開発」に登録している者であること。ただし、参加申請書提出期限までに登録完了した者も可とする。

オ 所得税、法人税、消費税及び穴粟市に納入義務があるもの等について滞納していないこと。

カ 穴粟市暴力団排除推進条例第2条第1項第3号、第4号に該当しない者であること。

(2) 配置予定担当者要件

次に掲げる基準を満たす者を本業務に配置可能な者であること。

ア 直接的かつ恒常的な雇用関係(参加申込日以前に3ヶ月以上の雇用関係)がある者であること。

イ 履行期間中、提出した資料に記載した配置予定担当者を、当該業務に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の特別な場合を除いて、履行期間中は変更することを原則認めない。

4 実施スケジュール (予定)

令和 4年 9月22日(木)	公募開始
令和 4年10月 4日(火) 【午後 1時必着】	質疑締切
令和 4年10月 5日(水) 【午後 5時以降】	質疑回答(ホームページ掲載)
令和 4年10月 7日(金) 【午後 5時必着】	参加申請書提出期限
令和 4年10月14日(金) 【午後 5時必着】	企画提案書等提出期限
令和 4年10月19日(水)	1次審査(書類選考) ※応募者が5者を超えるときに限る。
令和 4年10月21日(金)	1次審査結果通知
令和 4年10月28日(金)	2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)
令和 4年10月31日(月)	2次審査結果通知
令和 4年11月上旬	契約締結

5 提出資料

本プロポーザルに参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び宍粟市契約規則他の関係法令を理解・遵守の上で、以下の提出資料を期限までに提出することとする。各様式については、公告に定めた様式とする。

資料番号	提出書類名	様式	提出部数	提出期限	提出方法
1	質問書	1	1	令和 4年10月 4日 午後1時必着	電子メール・FAX
2	公募型プロポーザル参加申請書	2	1	令和 4年10月 7日 午後5時必着	持参又は郵送
3	公募型プロポーザル資料送付書	3	1	令和 4年10月14日 午後5時必着	持参に限る
4	業務体制表	4	8		
5	同種・類似業務実績調書	5	8		
6	配置予定者経歴書	6	8		
7	業務工程表	7	8		
8	業務見積書	A	8		
9	企画提案書	任意	8		
10	維持管理費見積書（クラウド利用料等見積書）	任意	8		
11	宍粟市暴力団排除推進条例に係る誓約書及び役員調書	別紙	1		
12	提出データ CD-R	—	1		
13	辞退書	8	1	—	持参又は郵送

(1) 提出方法

原則、上記の提出方法によること。

郵送による場合は、郵送書留又は簡易書留郵便によること。

持参による場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時までとする（正午から午後1時までを除く）。（※該当の場合に明記すること。）

なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

6 質疑回答

(1) 提出期限

令和 4年10月 4日(火) 午後 1時(必着)

(2) 提出方法

質問書(様式1)により電子メール又はFAXにて提出すること。いずれの場合も質問書の提出後に電話で到着確認を必ず行うこと。なお、電話、来訪などによる口頭での質問は受けない。

(3) 提出先

事務局(10 事務局参照)

(4) 回答方法と内容

令和 4年10月 5日(水) 午後 5時以降、宍粟市ホームページに掲載する。

個別には回答しない。

※宍粟市ホームページURL : <https://www.city.shiso.lg.jp>

質問した業者名は公表しない。質問受付締切後は、仕様書の内容その他審査に影響を与える質問には一切回答しない。

7 提出書類等

(1) 公募型プロポーザル参加申請書

参加意向のある者は、「公募型プロポーザル参加申請書(様式2)」を下記の方法により提出すること。

ア 提出期限

令和 4年10月 7日(金) 午後5時(必着)

イ 提出先

事務局(10 事務局参照) ※持参又は郵送

(2) 公募型プロポーザル資料送付書等

資料番号4~10までの資料について、提出部数8部(正本1部、副本7部)のうち、正本は会社名等を記載し、副本については、提出者を特定することができる内容の記述を記載しないこと。提出資料中、提出者を特定できる箇所には黒塗りをする場合がある。

ア 資料番号3~10の記入について

- ① 記入欄が不足する場合は、書式をコピーして記載すること。
- ② 「同種・類似業務実績調書(様式5)」には、国、地方公共団体等が発注したことがわかる資料のほか必要な資料を添付すること(契約書、テクリス、許可証などの写し)。
- ③ 「業務工程表(様式7)」については、任意様式により作成してもかまわない。
- ④ 「企画提案書」は、A4判10枚以内とすること。(A3判可)

- ⑤ 「維持管理費見積書」には、運用開始後 10 年間の維持管理経費（クラウドサービス利用料等）及びその内容を示し、A3 片面 1 枚とすること。

イ 企画提案書

- ① 企画提案書は、別紙「水道施設台帳システム導入業務仕様書」及び別紙「審査項目」を参照し作成すること。
- ② 企画提案書には、イメージ図、詳細図、企画ポイント、運用方法等を明瞭に記載すること。
- ③ 提案は文書であることを原則として、基本的な考え方を簡潔に記述することとし、文字の大きさは、10.5 ポイント以上とすること。様式は問わない。別紙仕様書等を踏まえて A4 版、両面印刷で提案内容を 20 ページ以内にまとめること。表紙、目次を付けて、ページ下部にはページ番号を付すこと。表紙、目次は上記のページ数には含めない。

ウ 提出期限

令和 4 年 10 月 14 日（金） 午後 5 時（必着）

エ 提出先

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6

宍粟市建設部上下水道課水道係 ※持参に限る。

(3) 提出資料のデータ提出

審査資料（資料番号 4～10）のデータを保存した CD-R とすること。

(4) その他注意事項

- ア 提出書類について、この書面及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。
- イ 企画提案書の提出は 1 者につき 1 案とする。
- ウ 企画提案書の提出後に事務局の判断で補足資料の提出を求めることがあります。

8 選考方法

(1) 1 次審査（書類選考）

- ア 事務局で定めた審査項目及び評価基準に基づき項目ごとに数値化して採点し、合計点数により評価する。
- イ プロポーザル参加申請書を提出した者が 5 者を超えた場合は、業務体制や過去の同種・類似業務実績調書等の内容について事務局で評価し、5 者を選定する。選定された 5 者は、2 次審査に参加することができる。
- ウ 書類選考を行った結果、同得点の者が 5 者以上になった場合は、その全員をヒアリング審査に参加できることとする。
- エ プロポーザル参加申請書を提出した者が 5 者を超えない場合は、1 次審査を省略し、応募者全員が 2 次審査に参加することができることとする。その場合、2 次審査において、

全項目の審査を行うこととする。

オ 選考結果は、すべての参加申請者に対して通知する。

カ 選考結果に関する問合せには、一切応じないものとする。

(2) 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

プレゼンテーション及びヒアリングについては、提案内容に関する確認や補足説明を受けることを主に目的として実施する。その順番は事務局がくじ引きにより決定する。

ア 開催日・場所（予定）

日時：令和 4年10月28日（金）

場所：宍粟市役所（兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6）

本庁舎 5階 502 会議室

※日時・場所については、改めて連絡する。

イ 出席者

統括責任者及び各担当者で、「業務体制表（様式4）」に記載された者3名までとする。

ただし、病気、交通機関の事故等でやむを得ない理由で記載された者が出席できない場合はこの限りではないため、その旨を理由と共に文書（任意様式、A4版）にて提出すること。

ウ 説明資料等

説明はパワーポイントにより行うこととする。プレゼンテーションは、事前に事務局へ提出した「企画提案書」及び「維持管理計画書」を中心に説明を行うこと。（20分以内）
実施にあたり、パソコン等の機器の使用も可とします。その場合、プロジェクター、スクリーンは事務局で用意するものを使用することができます。なお、パソコンについては、各自持参すること。

プレゼンテーション終了後、審査委員より質疑を行い、回答は、主に説明を行った者が行うものとする。質疑応答を含め30分以内とします。

エ 評価者

本業務における受託候補者の特定は、本業務プロポーザル審査委員会が審査を行う。

オ 企画提案の評価

企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、事務局で定めた審査項目及び評価基準に基づき項目ごとに数値化して採点し、合計点数により選定する。合計点数の最高得点を得た者を受託候補者に特定する。

カ プロポーザル審査における最低基準点を満点の60%とし、評価が基準点を満たす場合のみ、当該応募者を受託候補者とする。なお、評価点が基準点に満たない場合は失格とし、プロポーザル参加者が1者のみの場合も同様とする。

キ 2次審査において、審査の評価点が同点の場合は、見積価格が低い提案者を上位とする。さらに、見積価格も同額の場合は当該応募者にくじを引かせて落札者を決定する。

ク プレゼンテーションの参加者は、他の参加者のプレゼンテーションを傍聴することはで

きない。

ケ 辞退する場合は、速やかに辞退書（様式8）を市に提出すること。

（3）選定結果の通知

ア 選定委員会による選定終了後、宍粟市ホームページにて公表するとともに、2次審査参加者全員に文書による通知を行う。

市ホームページによる公表は、受託候補者については名称及び評価点数とし、次点以下の者については評価点数のみとする。（応募者名は公表しない。）

イ 選定結果についての異議申し立ては一切受け付けないものとする。

ウ 受託候補者に特定された者以外の者は、非特定理由について上記アの通知日の翌日から起算して7日以内（土・日曜日、祝日を除く）に書面（任意様式）により、市長に説明を求めることができる。なお、非特定理由については、当該応募者の非特定理由、及び評価項目ごとの評価点を文書により回答することとする。

（4）契約

特定された受託候補者と、評価した企画提案書を基に協議を行ったうえで、契約に係る協議を行い、速やかに契約を締結する。

なお、契約に係る協議により、受託候補者と契約できない場合は、次点者と契約について協議するものとする。

（5）契約保証金

契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付すること。ただし、宍粟市契約規則第30条に該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することが出来る。

9 その他注意事項

（1）関係書類の作成及び提出に係る一切の費用は、応募者の負担とする。また、提出された書類は、返却しない。

（2）提出された書類は、このプロポーザルの審査以外には使用しない。

（3）提出された関係書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがある。

（4）提出期間以降における関係書類の差し替えや再提出は認めない。また、関係書類に記載した配置予定者は、病気、死亡、退職等の場合を除き、変更することができない。

（5）参加申請後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退書（様式8）により、市に提出すること。

（6）業務受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約期間中であっても契約を解除することがある。

（7）無効となるプロポーザル

ア 参加資格要件を満たしていない場合

- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ プレゼンテーションを欠席した場合、又は指定した時間に遅れた場合
- オ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- カ 本プロポーザル業務の内容に関して、選定委員会の委員と接触があった場合
- キ 同一提案者が2件以上の企画提案書を提出した場合

(8) 失格となるプロポーザル

- ア 提案内容の如何に関わらず、委託上限額を超えた見積の場合
- イ 審査基準で設定する基準点を下回った場合

(9) 個人情報保護

委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(10) 守秘義務

受託者等（本件業務に直接、間接を問わず関わる全ての者）は、本業務に関し、関係書類作成のため市から入手した資料等及び業務上知り得た秘密を第三者に漏えいや開示をしてはならない。また、原則として、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合等については、この限りではない。

(11) 提出された書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は本業務に関する報告、公表等のために必要な場合には、応募者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

10 事務局（問い合わせ先）

建設部 上下水道課 水道係

所在地：〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 本庁舎2階

電話番号：0790-63-3128 FAX：0790-63-0305

E-mail：suido-kk@city.shiso.lg.jp

別紙 審査項目（水道施設台帳システム導入業務）

審査項目		審査の視点	配点割合	参考書類
①	業務実績	同種の業務についての実績を有しており、そのノウハウを本業務に活かせるか	5%	同種・類似業務実績調書（様式5）
②	人員体制	本業務の人員体制は、業務を行うために十分なものか	5%	業務体制表（様式4） 配置予定者経歴書（様式6）
③	業務の理解	発注者が想定する業務内容やシステムの利用方法について、十分理解し提案に反映させているか	10%	企画提案書（任意） 業務工程表（様式7）
④	システム	データ入力・閲覧・検索・抽出機能の簡易性、有用性	20%	
		情報セキュリティ、データ保護及び運用支援に係る提案		
⑤	施設・資料調査	調査計画・実施手順・入力項目は適正か	20%	
⑥	見積金額	本業務価格	20%	業務見積書（様式A）
⑦	見積金額	維持管理（クラウドサービス利用料等）に係る10年間経費	20%	維持管理費見積書（任意）

- ・1次審査を行う場合は、事務局において①、②、⑥の項目について審査を行う。
- ・最高得点を160点とし、その60%（96点）未満の者は失格とする。
- ・各委員の採点を項目毎に平均し、その合計点により順位付けする。